

吹田市公告第527号

吹田市国民健康保険及び後期高齢者医療制度の帳票印刷、印字及び封入・発送委託業務の制限付一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定により公告します。

令和6年8月16日

吹田市長 後藤 圭二

記

制限付一般競争入札実施要領

- 1 業務名  
吹田市国民健康保険及び後期高齢者医療制度の帳票印刷、印字及び封入・発送委託業務
- 2 業務概要  
仕様書のとおり
- 3 履行期間  
令和6年10月1日から令和7年12月31日まで  
(長期継続契約)
- 4 最低制限価格  
設定しない。
- 5 入札保証金  
吹田市財務規則第98条の規定に基づき免除する。
- 6 入札参加資格  
以下に掲げる要件を全て満たしている者であること。
  - (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 本市の入札参加有資格者名簿（物品等各種契約）に登載されている者であること。
  - (3) 公告の日から入札日までの間、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
  - (4) 公告の日から入札日までの間、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けていない者又は同要領別表に掲げる措置要件にも該当しない者であること。
  - (5) 会社更生法又は民事再生法に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けている者であること。

- (6) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISO27001）認証を取得している者であること。
- (7) プライバシーマークの使用許諾を受けている者であること。
- (8) 本業務を遂行するために必要な技術基盤や設備を有しており、データの受信、印字封入、封緘、発送までの業務を一貫して実施できること。
- (9) 過去5年度以内に、官公庁（国、都道府県、人口20万人以上の市又は特別区）との間で、本業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約実績を有する者であること。

## 7 入札参加資格の確認

- (1) 本入札への参加希望者は、入札参加資格を有することの確認を受けるため、(2)に示す書類を提出し、本市の確認を受けなければならない。
- (2) 申請書類
  - ア 入札参加資格確認申請書（様式1）  
吹田市のホームページ（トップページ＞産業・まちづくり・環境＞入札・事業者募集・契約＞業務委託・物品購入 入札情報＞令和6年度（2024年度）一般競争入札（業務委託）一覧＞吹田市国民健康保険及び後期高齢者医療制度の帳票印刷、印字及び封入・発送委託業務に係る一般競争入札からダウンロードすること。
  - イ 情報セキュリティマネジメントシステム（ISO27001）登録証の写し
  - ウ プライバシーマーク登録証の写し
  - エ 実績報告書及び当該契約書の写し（変更契約を含む）・仕様書等。
- (3) 提出期間  
令和6年8月16日（金）から令和6年8月26日（月）まで（土曜日、日曜日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで（正午から午後0時45分までを除く。）
- (4) 提出先  
「22 問合せ先」のとおり。
- (5) 提出方法  
持参又は郵送（書留郵便に限る。前記（3）の提出期間内に必着のこと。）によるものとする。
- (6) 入札参加資格の確認結果通知  
入札参加資格の確認結果は、申請書に記載のあったメールアドレスへ電子メールにより通知する。（令和6年8月30日（金）までに通知予定）
- (7) その他
  - ア 申請書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。
  - イ 提出された申請書類は、返却しない。
  - ウ 期限までに申請書類を提出しない者又は本市が入札参加資格がないと認めた者は、本入札に参加することができない。
  - エ 提出された申請書類は、提出者に無断で入札参加資格の確認以外の用途に使用しない。
  - オ 申請書類に虚偽の記載をした場合には、指名停止を受けることがある。

## 8 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、その理由等について「吹田市工事の入札等に係る苦情処理手続要領」に基づき申立てにより説明を求めることができる。

この場合、同要領第3条の契約主管課は吹田市健康医療部国民健康保険課とする。

## 9 質疑及び回答

### (1) 質疑受付期間

令和6年8月16日（金）から令和6年8月26日（月）まで。

### (2) 提出方法

質問書（様式5）を電子メールで提出すること。

※電話等による質疑は一切受け付けない。

送信メールの件名は、事業者名＋送信年月日とすること。

【例】令和6年8月22日に質問書を送信する場合

「株式会社●●●●20240822」

### (3) 提出先

「22 問合せ先」のとおり

### (4) 回答

質問に対する回答は、令和6年8月29日（木）午後5時までに電子メールにより行い、入札参加資格があると認められた者全員に電子メールにて質問回答書を送信する。

## 10 入札説明会

入札説明会は実施しない。仕様書、入札書その他関係書類については、吹田市のホームページ（トップページ＞産業・まちづくり・環境＞入札・事業者募集・契約＞業務委託・物品購入 入札情報＞令和6年度（2024年度）一般競争入札（業務委託）一覧＞吹田市国民健康保険及び後期高齢者医療制度の帳票印刷、印字及び封入・発送委託業務に係る一般競争入札からダウンロードすること。

### 【入札関係書類】

(1) 入札心得書

(2) 仕様書

(3) 積算内訳書（様式2）

(4) 委任状（様式3）

(5) 入札書（様式4）

(6) 質問書（様式5）

(7) 入札辞退届（様式6）

(8) 実績報告書（様式7）

(9) 委任状・入札書の記載の仕方

(10) 吹田市工事の入札等に係る苦情処理手続要領

## 11 入札金額と積算内訳書

(1) 入札参加者は、積算内訳書を使用して積算すること。

落札者は、落札者決定時に積算内訳書を提出しなければならない。よって、積算内訳書の金額（入札金額）と入札書の入札金額を一致させておくこと。

積算内訳書には、入札参加者が消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、10%の消費税及び地方消費税相当額を記載し、これを加算した金額を合計（契約希望金額）に記載すること。ただし、これが契約後の支払いにおいては消費税等の税率を定めるものではない。

積算内訳書には、現在、本市が履行期間において見込んだ数量を記載している。この数量は諸般の事情により大幅に変更となることがある。

入札参加者は、消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 業務実施にあたり必要な準備業務については、受託者の責任で実施すること。よって、本市は、準備業務に係る費用を別に支払わない。

## 12 入札日時及び入札場所

- (1) 入札日時 令和6年9月6日（金）午前10時  
(2) 入札場所 吹田市泉町1丁目3番40号 吹田市役所 低層棟3階 入札室

## 13 入札方法

- (1) 郵送・宅配・電送又は電報による入札は認めない。  
(2) 入札で開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、入札回数は2回までとする。  
(3) 再度入札した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、最低の価格をもって入札した者と、随意契約を締結するための交渉を行うものとする。

## 14 入札の辞退

入札を辞退する場合は、入札日時までに入札辞退届（様式6）を提出するものとする。

## 15 入札の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、本市により入札参加資格がある旨を確認された者であっても、当該確認の後、入札時点において前記「6 入札参加資格」に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

## 16 落札者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、入札価格が予定価格の制限の範囲内で最低価格のものを落札者とする。  
(2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、入札参加者を立ち合わせて直ちに当該入札をした者に「くじ」を引かせて落札者を決定する。ただし、当該入札者は「くじ」を辞退することはできない。

## 17 落札決定の取消し

市は、落札者の決定日から契約の確定日までの間に落札者が（1）から（4）までのいずれかに該当したときは、当該入札の落札決定を取り消すことができる。なお、落札決定を取

り消したことについて、市は一切の責めを負わない。

- (1) 吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき
- (2) 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けたとき又は同要領別表に掲げる措置要件に該当したとき
- (3) 入札心得書第11条第12号に該当する行為があったと認められるとき
- (4) 正当な理由がなく、入札心得書第14条に定める期間内に契約を締結しないとき

#### 18 契約の解除

翌会計年度以後の予算が減額・削除された場合には当該契約の変更・解除があり得る。

#### 19 契約の締結

契約の締結に当たっては、契約書の作成を要する。

#### 20 契約の保証

落札者は次の(1)から(4)に掲げるいずれかの方法により、契約予定金額の100分の10以上の契約の保証を付さなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) 当契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が确实と認める金融機関の保証書の提供
- (4) 当契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る保険証券の提出

#### 21 その他

- (1) 入札参加資格の確認で資格有の確認を受けた者が1者であってもこの入札は有効とする。
- (2) 申請書等の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨で作成すること。
- (3) 本公告は、入札説明書を兼ねる。

#### 22 問合せ先

〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市健康医療部国民健康保険課収納グループ（低層棟1階112番窓口）

電話 (06) 6384-1240 (直通)

FAX (06) 6368-7347

メールアドレス kokuho@city.suita.osaka.jp